日本と欧米等の車椅子・介護用ベッドに関する法規制についての比較

車椅子、介護用ベッドといった主な福祉用具は、欧米等においては「医療機器」として取り扱われ、製品としての 安全性審査や、製造・販売のための業者登録、上市後のモニタリング等の規制が行われていることが多い。

一方、日本では「医療機器」ではなく製造・販売に関する規制は比較的ゆるやかな傾向にある。

欧米等の規制

- 医療機器として規制がなされていることが多い
 - 製品に関する審査
 - 安全性/リスク管理/製品説明等
 - 製造業者としての登録
 - 販売業者としての登録
 - 品質管理能力等の要件
 - 登録申請後・上市後のモニタリング
- 日本における医療機器の規制と似た形での規制がなされている

日本の場合

- 福祉用具として、医療機器とは別に取り扱い
 - 福祉用具法では、定義が定められているが、製品基準等の定めがない
 - 医療機器については、薬機法が定めている
- そのため、製造業者としての登録や製品に関する審査は必須とされない
- 製品の安全性の確保は、流通経路ごとに異なる規制およびその運用 状況に依存する
 - JIS規格、SGマーク等の任意の規格がある
 - 介護保険下においては、福祉用具貸与事業者に対して、安全な 福祉用具を貸与する規定を定めている
 - ただし、ヒアリングによると、大手メーカーを中心に自主的に安全に配慮した設計・製造に努めていることが多い